

御堂筋デザインガイドラインにおける一時広告物の基準見直し（概要）

変更の概要

イベント開催による集客力強化の機運の高まりや、にぎわい形成に資する広告物掲出にかかる需要の増加などに対応するため、一時広告物（暫定利用、イベント対応時における広告・サイン）の取扱いを見直します。

Ver.1.2 ➡ Ver.1.3

「御堂筋デザインガイドライン」について

御堂筋のうち右図の区域では、建築物の用途や形態、壁面後退等を示す『**地区計画**』を定めていますが、これに加え、より良いまちなみ形成のための形態意匠や、にぎわい形成のための指針等を示した『**御堂筋デザインガイドライン**』を定めており、これらに沿って、大阪市と事業者等との対話によるデザイン協議を行っています。

対象の行為

建築物を新築、増築、改築する場合
屋外広告物を設置する場合 等



地区計画及び御堂筋デザインガイドライン

大阪市景観計画まちなみ創造区域
御堂筋デザインガイドライン地区

一時広告物の取扱い（例：御堂筋本町北地区）

【変更前】

協議のうえ、広告・サインの掲出に**必要な項目**について**基準等を緩和**。

- 暫定利用、イベント対応時の特例 **2.6.2**
- ・暫定利用、イベント対応時に限り、設置基準を緩和することができることとします。

【変更後】

設置基準等を適用除外したうえで、地域景観づくり推進団体による地域ルール[※]の運用実績を考慮し、**地域団体がより主体**となった運用とする。

- 暫定利用、イベント対応時の特例 **2.6.2**
- ・暫定利用、イベント対応時に限り、設置基準等を**適用除外**とします。ただし、御堂筋にふさわしい上質なにぎわい形成に資するよう配慮してください。また、地域団体の意見を踏まえたものとしてください。

一時広告物活用のイメージ

暫定利用

建築物等工事の仮囲いに表示されるもの
(建築物・入居テナントの名称やコーポレートロゴ等)



イベント対応

講演会、展覧会、スポーツ大会、音楽会、地域イベント等のため、一時的に表示または掲出されるもの

